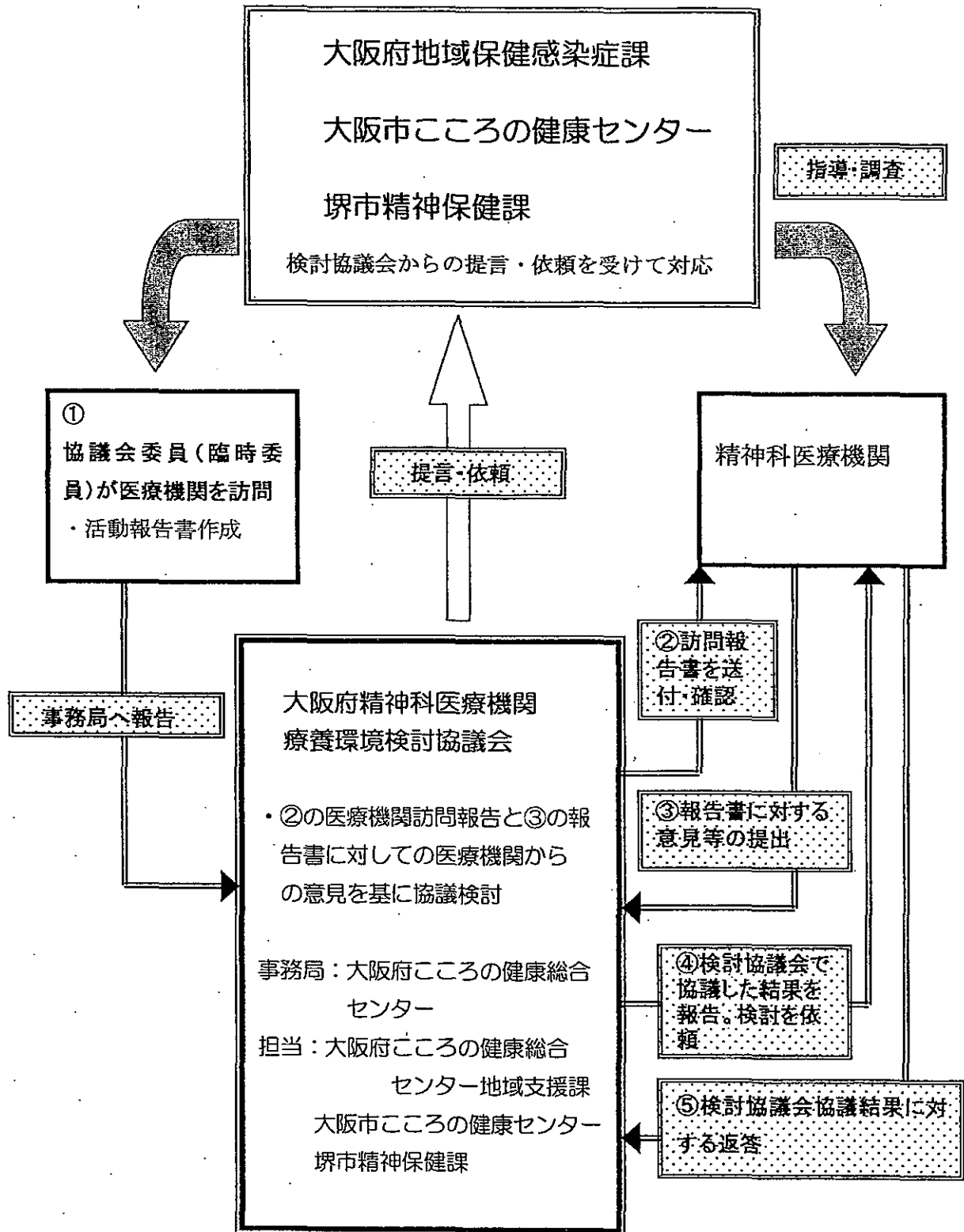


【 大阪府精神科医療機関療養環境検討協議会事業 】



大阪府精神科医療機関療養環境検討協議会の構成

(1) 各団体

- ① 社団法人 大阪精神科病院協会
- ② 社団法人 大阪精神科診療所協会
- ③ 社団法人 日本精神科看護技術協会大阪支部
- ④ 大阪精神保健福祉士協会
- ⑤ 大阪弁護士会（高齢者・障害者総合支援センター）
- ⑥ 大阪精神障害者連絡会
- ⑦ NPO法人 大阪精神医療人権センター
- ⑧ 社団法人 大阪府精神障害者家族会連合会
- ⑨ 社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会（大阪後見支援センター）

(2) 行政機関

- ① 大阪府保健所長会
- ② 大阪府こころの健康総合センター
- ③ 大阪府（健康医療部保健医療室地域保健感染症課）
- ④ 堺市こころの健康センター
- ⑤ 堺市（健康福祉局健康部精神保健福祉課）
- ⑥ 大阪市こころの健康センター

(3) 学識経験者

入院中の精神障害者の権利に関する宣言



入院中の精神障害者は、適切な医療を受け、安心して治療に専念することができるよう、次の権利を有しています。

これらの権利が、精神障害者本人及び医療従事職員、家族をはじめすべての人々に十分に理解され、それが保障されることこそ、精神障害者の人権を尊重した安心してかけられる医療を実現していく上で、欠かせない重要なことであることをここに明らかにします。

- 1 常にどういうときでも、個人として、その人格を尊重される権利
暴力や虐待、無視、放置など非人間的な対応を受けない権利
- 2 自分が受ける治療について、分かりやすい説明を理解できるまで受ける権利
自分が受けている治療について知る権利
- 3 一人ひとりの状態に応じた適切な治療及び対応を受ける権利
不適切な治療及び対応を拒む権利
- 4 退院して地域での生活に戻っていくことを見据えた治療計画が立てられ、それに基づく治療や福祉サービスを受ける権利
- 5 自分の治療計画を立てる過程に参加し、自分の意見を表明し、自己決定できるようにサポート(援助)を受ける権利
また、自分の意見を述べやすいように周りの雰囲気、対応が保障される権利
- 6 公平で差別されない治療及び対応を受ける権利
必要な補助者“通訳、点字等”をつけて説明を受ける権利
- 7 できる限り開放的な、明るい、清潔な、落ちつける環境で治療を受けることができる権利
- 8 自分の衣類等の私物を、自分の身の回りに安心して保管しておける権利
- 9 通信・面会を自由に行える権利
- 10 退院請求を行う権利及び治療・対応に対する不服申立てをする権利
これらの権利を行使できるようサポート(援助)を受ける権利
また、これらの請求や申し立てをしたことによって不利に扱われない権利